

株式会社アイシン行動計画書（第8回目）

次世代育成支援対策推進法における企業責務である「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする為に必要な雇用環境の整備」に対して、これまでの取り組みに加え、男性従業員の育児にかかる休暇等の取得促進を図り、更なるワークライフバランスの推進を図る。

以上の観点から、第8回目の行動計画は下記の通りとする。

1. 計画期間

2021年4月1日～2023年3月31日（2年間）

2. 内容

〔目標〕

- ・男性従業員の育児休業制度の利用促進
- ・男性従業員の育児休業、または育児を目的とした休暇制度の利用促進

〔施策〕

- ・男性従業員の育児休業、育児目的の休暇の取得を促進する取り組み
 - 男性従業員向けの休業・休暇制度の周知活動
 - 男性の育児参加に対する前向きな風土醸成のための啓蒙活動

以上